

- 第1回 鳴瀬川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場
第1回 筒砂子ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場

開催日：平成22年11月19日（金）

10:10～11:25

場 所：大崎合同庁舎 大会議室

1. 開会

【進行】 それでは、定刻となりましたので、ただいまより『第1回鳴瀬川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場』及び『第1回筒砂子ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場』を合同で開催いたします。

本日の司会進行を務めさせていただきます宮城県土木部次長の伊藤でございます。

同じく東北地方整備局河川調査官、鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

【進行】 本日はお手元に配付しております議事次第に沿って進めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず配付資料の確認でございます。議事次第に配付資料の一覧表を記載してございます。配付資料下欄に記載してございます。ご確認のほどよろしくお願いいたします。

資料1、規約でございます。資料2、公開方法、資料3、検討手順の概要（案）でございます。それから、参考資料でございますが、参考資料1、今後の治水のあり方について中間とりまとめでございます。2、ダム事業の検証に係る検討について、3、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について、最後に参考資料4として、個別ダム検証の進め方等についてでございます。

ここで傍聴の方にご協力を申し上げます。資料2の公開方法をご覧になっていただきたいと思いますが、2に傍聴に対しての留意事項がございます。ご確認の上、ご協力のほどよろしくお願いいたします。資料に不足がございましたら事務局にお申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、初めに本日の出席者を紹介させていただきます。

まず初めに、関係地方公共団体の構成員であります石巻市長代理で副市長の北村悦朗様でございます。

【北村石巻市副市長（亀井石巻市長代理）】 よろしくよろしくお願いいたします。

【進行】 東松島市長代理で副市長の大沼雄吉様でございます。

【大沼東松島市副市長（阿部東松島市長代理）】 大沼です。よろしくお願いいたします。

【進行】 大崎市長の伊藤康志様でございます。

【伊藤大崎市長】 大崎市長です。よろしくお願いいたします。

【進行】 松島町長の大橋健男様でございます。

【大橋松島町長】 よろしくよろしくお願いいたします。

【進行】 色麻町長の伊藤拓哉様でございます。

【伊藤色麻町長】 伊藤です。

【進行】 加美町長の佐藤澄男様でございます。

【佐藤加美町長】 よろしく申し上げます。

【進行】 涌谷町長の大橋荘治様でございます。

【大橋涌谷町長】 よろしく申し上げます。

【進行】 美里町長代理で副町長の木村豊秋様でございます。

【木村美里町副町長（佐々木美里町長代理）】 よろしくお願ひいたします。

【進行】 次に、『鳴瀬川総合開発事業』の検討主体でございます東北地方整備局の青山局長でございます。

【青山局長】 青山です。よろしくお願ひいたします。

【進行】 同じく田上河川部長でございます。

【田上河川部長】 田上でございます。よろしくお願ひいたします。

【進行】 次に、『筒砂子ダム建設事業』の検討主体でございます宮城県知事代理の三浦副知事でございます。

【三浦宮城県副知事（村井宮城県知事代理）】 三浦でございます。よろしくお願ひいたします。

【進行】 土木部の渥美建設交通局長でございます。

【渥美宮城県土木部建設交通局長】 渥美でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

2. あいさつ（東北地方整備局、宮城県）

【進行】 それでは、検討主体でございます東北地方整備局、青山局長よりご挨拶を申し上げます。青山局長お願ひいたします。

【青山局長】 青山でございます。本日は大変お忙しいところ、この検討の場にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。東北地方整備局で担当しております鳴瀬川総合開発事業、これは鳴瀬川沿川の洪水対策、そして農業用水、上水道の用水の確保、それと流水の正常な機能の維持、こういったものを目的といたしまして、平成4年に実施計画調査に着手いたしまして、平成19年には鳴瀬川水系の河川整備計画に位置付け、これまで建設着手に向けまして準備を進めてきたわけでございます。

こういった中で、昨年の秋に国土交通大臣から、『できるだけダムにたよらない治水』を目指すという方向性が示されまして、本体工事に未着工のダムにつきましては、検証を

行った上で今後の対応方針について判断するという事になったわけでございます。昨年12月から『今後の治水対策のあり方に関する有識者会議』というものを設けまして、検証に必要な検討というのをどのように行うかということは今まで議論してきたわけですが、去る9月27日に『今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ』、本日の資料にございますが、これがまとめられまして、翌28日付で鳴瀬川総合開発事業の検証に係る検討について大臣からの指示を受けたところでございます。

この『中間とりまとめ』の中には、検証に係る検討に当たっては科学的合理性、そして地域間の利害の衡平性、透明性の確保を図り、地域の意向を十分反映するための措置を講じることが重要だと。このために『関係地方公共団体からなる検討の場』を設置して相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め、検討を進めるというふうにされているところでございます。このため、この『検討の場』を設けまして、皆様のご参加をいただいたところでございます。なお、この鳴瀬川総合開発事業につきましては、宮城県で行っております筒砂子ダム建設事業と深い関係がございますので、合同で『検討の場』を開催させていただいておるところでございます。

今般の検討におきましては、今申し上げましたように『中間とりまとめ』に沿って予断なく検討することが求められておりまして、なおかつ地域の実情、そして意向というのもの的確に反映する必要がございます。つきましては、皆様の忌憚のないご意見をぜひお願いしたいと思っております。『ダムによらない治水』という方針が示されてから、皆様には大変ご心配もおかけしているところでございます。また、これまで鳴瀬川の治水、利水、そして環境につきましてはいろいろな場でご協力いただいていたわけですが、重ねてご尽力をお願いするということになり、大変恐縮しておるところでございますが、ぜひご協力のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

簡単でございますけれども、お願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

【進行】 ありがとうございます。次に、三浦副知事よりご挨拶を申し上げます。

【三浦宮城県副知事】 皆様、お忙しいところご出席を賜りまして、本当にありがとうございます。

日ごろ皆様には宮城県の土木行政、特に河川行政の推進について格別のご支援、ご協力を賜っております。この席をおかりいたしまして、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

今回の会議のテーマでございますが、筒砂子ダム建設事業これは鳴瀬川水系河川整備計画に位置づけている施設でございますが、鳴瀬川の治水、利水、そして環境面において必要なダムということで位置づけているわけでございますが、ただいま青山局長さんからもお話しがございましたように、昨年秋に国土交通大臣からダムの検証要請というのがございました。宮城県としても、今回検証を実施することとしたものでございます。

本日開催いたしますこの『検討の場』、これは検討主体でございます宮城県と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ検討内容の認識を深めるということを目的として開催するものでございます。この作業に当たりましては、鳴瀬川総合開発事業の検討主体でいらっしゃる東北地方整備局と十分に調整を図りながら検討することとしておりますので、皆様方から忌憚のないご意見をちょうだいできれば幸いと考えております。

この筒砂子ダムでございますが、鳴瀬川水系のみならず、新江合川を通して旧北上川まで県北の安全で安心な生活の確保にかかわる重要な施設であるという認識はございます。また、このダムを予定水源といたします鳴瀬川地区国営かん排事業、これが今年の3月に完了しております。そういったことから鋭意検証を進めながら利水事業の方向性をはっきりと明確にしていきたいと考えております。どうかよろしくお願いを申し上げる次第でございます。本日はありがとうございました。

【進行】 ありがとうございます。

3. 検討手順の概要（案）

【進行】 それでは、議事次第3の検討手順の概要（案）に進みます。

事務局からご説明をお願いいたします。

【山本水災害予報企画官】 それでは、事務局よりこれまでの経緯を簡単に説明した上で、今後の検討についてどういった流れで行っていくのか説明をさせていただきます。

説明はお配りしている資料の中の参考資料の4、A3横の一番後ろについているペーパーで説明をさせていただきたいと思っております。『個別ダム検証の進め方等』という表題になってございます。これまでの流れでございますが、先ほど青山局長より説明がありましたが、『今後の治水対策のあり方に関する有識者会議』の『中間とりまとめ』が今年の9月に公表されまして、それを受けて国土交通大臣が『個別ダムの検証に係る検討』を地方整備局に対して指示、県に対して要請がなされております。また、併せまして『ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目』というのが策定されまして、これが通知さ

れております。それらの資料は参考資料 1、2、3 としてお配りしておるところでございます。今後の検討は、この『再評価実施要領細目』に従って進めていくこととなります。その細目にどのようなことが書かれているかというのがそこから下の『検討主体による個別ダムの検証に係る検討』という中身でございますけれども、ここの左上に [オ] 検証対象ダム事業等の点検ということで、これまでの計画の点検を行えということになってございます。例えば総事業費であるとか、ダムの堆砂計画であるとか、そういった計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行うこととされております。

次に、具体的な検討の中身として洪水調節の例がここに示されております。[キ] でございますけれども、まず複数の治水対策案を立案するということとされております。治水対策案につきましては、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として対策案を立案しなさいということとされています。そして、複数の治水対策案を立案しなさいと。各治水対策案は河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広く検討することが重要であり、さまざまな方策を組み合わせで立案すると。さまざまな方策別紙 1 と書かれていますのがこの資料の 2 ページと 3 ページでございます。ちょっと細かいですが、簡単に説明させていただきます。左の 2 ページでございますが、まず最初にあるのがダム案ということで、現在の鳴瀬川総合開発事業、筒砂子ダム建設事業の案でございます。それにかわる代替案としまして、ダムの有効活用、例えば既設のダムをかさ上げするとか、あとは既設のダムの利水容量を買い取って治水に使う、そういった案を考えなさいということとされています。

次に、遊水地で洪水調節をする案でございます。その下が放水路ということで、川をショートカットしまして、早く海に流してしまおうというものでございます。

その下、河道の掘削、引堤、堤防のかさ上げ、河道内の樹木の伐採、これらの対策につきましては、河川の流下能力を上げる、多くの水を流せるようにする対策でございます、これらは河川の状況によりまして、それぞれの対策が選ばれるということになるかと思えます。

その下、決壊しない堤防、決壊しづらい堤防、これらは『再評価実施要領細目』の中で技術的に可能であるならという条件が付けられてはおりますが、こういった堤防によって計画高水以上の水位の流水に対しても安全な対策ができるということとございます。

高規格堤防は、スーパー堤防と呼ばれているものでございまして、通常の堤防より堤内地側の堤防幅が非常に広い堤防で、その上の土地利用を可能としているものでございます。

一番下の排水機場というのは、ポンプ場でございます、川の水位が上がって、例えば水路からの水が排水できない、そういった状況のときに強制的にポンプで水を川の方にと
いう対策でございます。これらは河川を中心とした対策ということで、河川管理者として
各地で対策を行ってきたものでございますが、今回の検討に当たっては、それだけではな
く3ページに書かれているような流域を中心とした対策についても代替案として検討しな
さいということになってございます。

上の雨水浸透施設は雨を一時的に貯めたり、あるいは例えば道路の舗装を排水性舗装に
して、降った雨を浸み込み易くしまして、川に出てくる水の量を減らすという対策ござ
います。遊水機能を有する土地の保全につきましては、現在堤防が無くて溢れていても余
り問題ないような地域についてはそのままにしても良いのではないかと、そういったこと
についても考えろということでございます。

部分的に低い堤防の存置についても同じでございます。

霞堤というのは、堤防が不連続になっているところでございまして、水位が上がった
とき、その切れているところで一時的に貯留をする効果を期待するとともに、上流で仮
に堤防が決壊しても切れている部分から氾濫流が川に戻る、そういった効果を持つ堤防
でございますが、そういったものがあればそれをそのままにすることも検討しなさいとい
うことでございます。

輪中堤につきましては、川を一連の堤防で整備するのではなくて、住宅地だけを囲うよ
うな堤防を造りまして、その地域を優先的に守ろうというものでございます。二線堤につ
きましては、現在の堤防の外側にもう一つ堤防を造りまして、仮に堤防が決壊して川から
水が溢れましても、その二線堤から先には出ない、そういった対策でございます。

樹林帯というのは、堤防の外側に木を植えまして、例えば堤防の上から水が溢れてき
てもその木によって水の流れが抑えられて、堤防が壊れるのを防ぐ。あるいは堤防が
決壊しても樹林帯で水の流れを弱めまして、氾濫の面積を小さくする、氾濫の被害を
軽減するといった対策でございます。

宅地のかさ上げ、ピロティ建築は宅地をかさ上げしまして、あふれても住宅だけは水
に浸からないようにしようというものでございます。

土地利用規制は、そもそもそういった溢れる可能性が高いところにはもう家を建てさせ
ないようにしましょうと、そういった対策です。

水田等保全につきましては、現在貯留の効果あるいは場合によっては浸透の効果、そう

いったものが水田にはありますので、そういったものを残しましょう。森林に対しまして、森林は雨を一時的に貯留あるいはゆっくり流出させるような効果がありますので、そういったものを残しましょうといった対策でございます。下の洪水の予測、情報の提供等は洪水そのものを防ぐ対策ではございませんが、情報の提供を適切にやって、仮に氾濫とかが生じても被害を最小限にしましょうというものでございます。

水害保険につきましては、仮に被害を受けたあるいは被害があった場合、そういった方に対して金銭的なフォローをしましょうといったことございまして、こういった対策も含めて今回代替案をつくって、評価軸に沿って評価をするということになっております。その評価の仕方も細かく定められておりまして、それが資料の4ページに書いてございます。治水の評価に当たっては、評価軸に書かれている7つの項目に沿って評価をなさいたいということになっています。安全度につきましては、河川整備計画の目標に対して安全度を確保できるかどうか最優先になりますが、それだけではなく計画を上回る洪水が発生した場合にどのような状況になるのか、そういったことも含めて安全度を評価なさいと。

コストにつきましては、完成までに要する費用だけではなく、維持管理にその後どれだけかかるのか、そういったことも評価なさいと。

実現性については、土地所有者の協力の見通し、法制度上技術的な問題等はないのか、そういったことを検討することになっております。

持続性につきましては、将来にわたって持続可能か、柔軟性につきましては地球温暖化に伴う気候変化や社会環境の変化など将来の不確実性に対する柔軟性はどうか、あるいは地域社会への影響、環境への影響、こういったことも含めて評価をして、最終的に治水としてどの案が良いのか、あるいはベストではないけれども、ベストな案とそれほど変わらない案があるのかどうか、そういったことを評価することになってございます。

1ページに戻りまして、治水につきましてはこういった形で、まず目的別の総合評価と書いていますが、[コ]でございます。まず、治水について今ご説明したような評価をするという形になります。表の右にいけますけれども、同じようなやり方で新規利水の観点からも検討なさいます。

[シ] 流水の正常な機能の維持の観点からの検討も行いなさいとなっております。これらについて、治水と違うところだけ説明させていただきますと、これの資料の8ページでございます。利水に関しましては、河川管理者だけではなく当然利水参画者がおられますので、そういった方との関係する手続について簡単に説明させていただきますと、その検

討の、最初にこの一番上の箱ですけれども、利水参画者に対しましてダム事業の参画継続の意思があるのかどうか。開発量として何 m^3/s が必要か、まず問い合わせをさせていただき、その上で検討する。一つ右にいきますけれども、代替案が考えられないか検討するように。利水に関しては、利水参画者のほうが専門家ですので、そちらでまず検討ができないかどうか要請することになります。利水参画者のほうで検討しますということになれば、検討していただいた結果を我々のほうで可能な範囲で確認する。もし「代替案がつかれません」「時間がなくてつかれません」とか、そういった場合は我々のほうで代替案をつくって、先ほどの治水と同じような検討をします。

もう一つ違うところが下から4つ目の箱になりますけれども、利水対策案を利水参画者等に提示、意見聴取をすることになります。代替案をつくったら、その実現性だとか、あるいは問題点があるかどうか、そういったことを利水参画者に聴いて、その後評価をする。こういったところが治水と違うところでございます。

また、1ページに戻っていただきまして、こうして治水、利水、流水の正常な機能の維持と、それぞれの観点から個別にまず目的別の総合評価を行い、その上で[セ]になりますけれども、トータルとして検証対象ダムの総合的な評価、要するに1つに絞り込むような形になるのではないかと考えております。その評価をもとに対応方針案、これは国の場合は案でございまして、県の場合は対応方針そのものでございますが、それを決定しまして検討主体から本省へ検討結果の報告をするというような流れになります。これらの流れに当たっては、右側の[ナ]検証の進め方のポイントのところに書いてございますが、①『関係地方公共団体からなる検討の場』を設置して、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進めるということになります。これがまさにこの場のことでございます。

次、②でございまして、検討過程においては『関係地方公共団体からなる検討の場』を公開するなど情報公開を行うとともに主要な段階でパブリックコメントを行うということとされています。

また、③学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴くということとなっています。

その下でございまして、検討主体は検証の対象となるダム事業の対応方針の原案を作成しましたら、『事業評価監視委員会』の意見を聴いて対応方針案あるいは対応方針を決定して、最終的に本省におきまして対応方針等の決定、県の場合は県において決定して国に

報告ということになります。ただし、この一番下の〔ツ〕になりますけれども、中間とりまとめから乖離した検討が行われたと判断される場合は、国土交通大臣が再検討の指示、または要請をしまして、場合によっては一から検討をまたやらなければならない、そういった流れになっておるところでございます。

こういった細目を受けまして、実際に検討をしていくわけですが、今後の予定として考えているところをご説明させていただきますと、資料3になります。ここでステップ1、2、3、4と書いてありますが、ステップ1、今後の検討手順についてというのが本日の『検討の場』でございまして、次回ステップ2ということで、事業の経緯と状況、鳴瀬川のこれまでの治水、利水の経緯とか河川の状況、こういったことを説明しまして、治水、利水方策の適用性についてお示ししたいと思います。適用性というのは、先ほど治水で示した二十数項目、利水でも同じように何項目かありますが、こういった代替案をつくりなさいということになっておりますので、それらについて仮に鳴瀬川でやるとしたらどういった方法があるのか、あるいは近い場所で似たような事例はあるのか、そういったことをお示ししまして、鳴瀬川でこの代替案で成り立つのではないか、これは最初から検討しても意味がないのではないか、そういったご意見をいただいて、その後ダムにかわる代替案の作成ということとなります。ステップ3でそういった絞り込みを行って、代替案の検討、そしてそれぞれの項目ごとの評価を行って、最終的にステップ4でその評価結果のとりまとめを行うという流れになってございます。これは、あくまで現在の予定でございまして、ステップ1は別としまして、ステップ2、3、4はそれぞれ1回で終わるか、複数回やるのかというのは検討の状況によって変わると思います。そこについては、状況等によって柔軟に対応してまいりたいと考えておるところでございます。

検討の流れにつきましては以上でございます。

【進行】 ありがとうございます。

4. 討議

【進行】 それでは、ただいまの事務局の説明のご質問も含めまして、議事次第4の討議に進ませていただきます。

それでは、検討に当たっての所見等、ご意見のある方は発言をお願いいたします。

【伊藤大崎市長】 まず、確認しておきますが、ご案内は本日10時から11時半までという会議のご案内をいただきましたが、今事務局の説明からすると、本日は全体の確認をして、

ステップ2、ステップ3、ステップ4というふうに順次進んでいくことからすると、具体的な議論は次回以降ということになるのだと思いますが、ご案内をいただいた11時半ということもありますので、基本的な私の認識について意見を申し上げて、基本的な認識に対する青山局長なり、三浦副知事のご見解なり、今後の進め方について意見と質疑を申し上げたいと思っております。

本日は、実はご案内をいただいて、私は他の行事をキャンセルしてこちらに参りましたがけれども、非常に間の悪い日程をつくっていただきました。私も役員をしております東北地方全体の『東水連』『東ダム連』の会議が昨日から東京で開かれておまして、欠席をされております代理の自治体も恐らく、私も通常ですと昨日から本日にかけて東京にいる予定でありましたけれども、体が一つしかないということで、しかも第1回目でありましたので、断腸の思いで向こうをキャンセルして、こちらに来ました。ですから、こちらに出席したいという思いで、本日来れなかった首長さん方も何人かいると思います。偶然ということになるのかもしれませんが、非常に重要な会議が2つ東京とこちらで重なってしまったという板挟みになってしまいました。そういう意味では、来れなかった首長さん方の思いも含めて申し上げたいということが1つであります。

もう一つは、本日はたくさんの傍聴の方々が来ておりますが、特に土地改良関係の方々も来ております。この鳴瀬川は、ご挨拶にもありましたように治水と利水の一体、連携という意味からするとそういう連携が非常にスムーズに行っていましたし、期待の強いところであります。そういう意味では、この後の方向がどうなるのかということ固唾をのんで見守っている方々がいます。

そういう本日出席できなかった首長さんや、あるいは本日の傍聴の方々に治水だけではなくて利水の面でおいでいただいている方々も恐らく異口同音の思いからすれば、「もういいかげんにしてくれ」と、「何をまた」という感じではないかと、早く進めてもらいたいという期待と同時に、「また検証か」と、「一体どうなっているのだ」ということの不満、不信、怒りということが非常に高まっているということでもあります。

この鳴瀬川の整備事業は、国、県合同で開催ということで、その意味では関係がしますので、一体感がありますので、合同でやっていただいたことは非常に適切な判断だと思っておりますが、特に国、場合によっては県の政策に期待を持ったり、翻弄され続けてきたと、鳴瀬川の整備はそういう歴史があります。そういう意味では、期待と同時に不満、怒りというのがあります。もうこれを最後にしてもらいたいという思いがありましたので、

私も東京の大事な会議がありましたが、こちらを優先させていただきました。

この地域に住んでいる方からすれば、今さら申し上げることがないのでありますが、整備局の方々は仕事上、現在東北地方整備局の仕事をしている。全国のことは熟知していると思いますが、この鳴瀬川のこと、ある意味では引き継ぎをしたり、あるいは資料の面で理解を深めている面がかなりあるのではないかとの思いから、地域の視点で、私の認識も申し上げさせていただいてと思っております。この地方は、昔から“3年1作”というこの地方の言い伝えがありました。それは、ここは非常に農業地域なのですが、3年に1度ぐらいしかまともに物実が採れないという悲しい言い伝えでありまして、何が3年に1度かというと、1つはこの地方は太平洋から吹き込む“ヤマセ”で冷害ということがありました。これは、この古川にあります農業試験場で耐冷性品種の育成でかなり克服されました。もう一つは水害ということになります。もう一つが日照り、干害ということで、これが毎年のように繰り返されて、まともに物実が採れなかったというこの地方の言い伝えがあります。

プロの方々でありますから、ご承知をいただいていると思っておりますが、北上川下流河川事務所の資料、あるいは今日は加美町長もおいでであります。旧中新田町史などをひもとくと、この地域はまさに3年に1度、3年に2度あるいは1年に2度も3度も堤防決壊などで洪水を繰り返してきたという歴史があります。そういう意味で、非常に水との戦いあるいは冷害との戦いに悩まされてきたところでありました。

そういう中で、国、県がこの窮状を救うためにそれぞれ整備方針を打ち出させていただきましたが、翻弄されたと申し上げますのは、計画をしていただきましたが、途中で頓挫したり、中止になったり、延期になったりということの繰り返しであります。「またか」というのは、私はそういう意味で申し上げさせていただいたところでありました。

1回目は、これは今申し上げました、非常にこの地域が水害に悩まされてきたということの歴史がございましたけれども、明治43年の大洪水を受けて、国は第1次治水計画というのを全国の65河川を国が責任を持って整備するという計画を出してまいりました。このときに宮城県からは北上川、阿武隈川、名取川と一緒にこの鳴瀬川が整備をしていただくと、当時の方々はこれで希望を見出したのではないかと思います。その後第1次河川改修計画に20河川に絞られたときに鳴瀬川は先送りされてしまったという歴史的なことがあります。

これに県は地域の突き上げも受けて、もう国の直轄を待ってられないということで、

大正6年に県事業として整備事業に着手をしたという歴史があります。これに動かされたこともあって、大正12年に国は直轄に切りかえて整備をされてきたという歴史的な一つの翻弄された事実がございます。

また、次に2回目の翻弄されたことは、実はこの地域は鳴瀬川というのは非常に特徴のある川でありまして、船形山、奥羽山脈を水源として太平洋に流れ出るのですが、非常になだらかな、緩やかな河川だということでありまして。大崎耕土を東下するというか、太平洋に流れる非常に緩やかな河川でありますので、流下能力が非常に弱いという河川の特徴があります。加えて、先ほど三浦副知事から紹介がありましたように、全体的な治水対策の関係で新江合川をつないで、そちらの取水も受け持つということがあります。こういう特徴からして、下流整備だけでは如何ともしがたいという状況の中で、上流にダムを造らなければならないということが長い年月の議論の中ででき上がってきたところでありまして。

そういう背景があって、上流にダムを造るという計画がありました。直轄で『内野ダム構想』というのがあったのでありますが、しかしこれは幻のダムということで頓挫して中止になってしまいました。これを受けて、今度も整備計画と同じように宮城県が地域からの要望で、県のダムということで既に完成いたしました漆沢ダムを整備いたしました。しかし、今申し上げましたような計画からすると、この漆沢ダムだけでは何とも足りないという状況の中で、県ではその後筒砂子ダムを造るということになりました。治水の面ではそういう経過があります。

同時に、この地域は農業用水を非常に必要とする。鳴瀬川流域で広い大崎耕土全体を潤わさなければならないということで、慢性的な渇水対策の歴史を繰り返しております。そのためにも安定した水を確保するために農業用水、利水としての確保が必要だと。その点からしてもダムの建設ということがまず整備をされてきたところでありました。これは、既に平成9年の水利権協議の前提として上流に4つのダムを造って安定的な水源を確保するという事なども謳われてきたところでありまして、せっかく計画をした県の筒砂子ダムもその後財政の理由の中で凍結をしてしまうという経過などもありました。非常に期待をして、そして裏切られるということの繰り返しであります。

そういう中で、やっとなという思いではありますが、国は平成4年に鳴瀬川総合開発事業、青山局長からご紹介がありましたように開発事業に着手して、この大変に懸案でありました鳴瀬川の河川管理を管理者である国が上流部に田川ダム、そしてまた中流部に新江合川

放水路や下流部の堤防強化と、これらを一体的に整備する、そして管理していくということとを明確に打ち出していただいたということで、やっとかという気持ちも含めて、いよいよ本格的に整備が進むということで期待をし、見守ってきたところでありました。

しかし、そういう状況の中で、県は計画した筒砂子ダムが中断ということの中で、しかし地元の強い要望でこの事業は建設を継続するという事の中で決定をしていただきましたが、いまだにその建設が建設途中ということの中で進捗が見られない状況ということになっております。

これらをより明確に位置付けするために、私も当時委員に入りましたけれども、平成19年に『鳴瀬川河川整備計画』が策定されて、この計画の中に直轄の田川と補助ダムの筒砂子ダム、これを明確に位置付けをしていただいて、非常に難儀な河川でありますこの鳴瀬川を治水、利水の両面で確保するという事を位置付けていただきました。待望ということからすると、この昭和61年の記憶に新しい吉田川堤防決壊の大洪水、これらは最近では少なくなってきましたけれども、この地方は毎年のようにそういう大洪水に見舞われてきた歴史がありますし、そして“ゲリラ豪雨”などと言われている昨今からすればいつ襲われるかわからないという不安におののいている状況でもあります。

そういう中で、やっとできた平成4年の鳴瀬川総合開発事業、そして平成19年度の河川整備計画で、あとは進むだけだと、こう期待をしておりました。そして、これらを期待しながら、この地域は、三浦副知事からも紹介がありましたように全国でも珍しい1カ所に4つの国営かん排事業が集積するという、まさに一大穀倉地帯の構想があります。しかし、慢性的な水不足でありましたので、この水源確保、この鳴瀬川の水源というものに依存して整備、かん排事業が計画をされているわけではありますが、上流に安定した水源を確保するという事を期待して国営かん排事業は、既に今年の3月で完了いたしております。完了いたしましたので、約束どおり今年度から返還金、支払い義務が生じております。しかし、本日土地改良の理事長さん方がおいでをいただいている大きな要因に、農家からの突き上げが来ております。必要な水を確実に計画的に放水していただけるという期待のもとで農業の国営かん排事業が計画をされて、既に完成をしている。しかし、水は来ない。金だけ払うのかということ、まさに農民一揆が起きようとしている状況であります。

こういう状況の中で、今回、先ほど青山局長から紹介がありましたように、また政権交代で『ダムにたよらない治水』ということのようでもあります。これからどうするかという計画ならば、先ほど事務局から紹介されましたようにあらゆる方策から、あらゆる方法を

検討するというのも一つの方法かもしれません。しかし、この鳴瀬川の整備計画の歴史からすると、まさに100年の歴史をかけて、あらゆる方法を検討し、そして最良の方法として何度か確認をして整備計画ができ上がってきたということからすると、「何を今さら」という感じがするのは、私一人ではないと思っております。しかし、残念ながらこの検証をクリアしないと作業が進まないということであれば、非常にじくじたる思いはありますが、この機会に改めて整備局の皆さん方にも、県の皆さん方にも、あるいはメディアを通して市民の方々や県民、国民の皆さん方にも全国の整備計画の中でもこの鳴瀬川は特異な整備の歴史があって、整備計画の背景があって、最も急がなければならない。そして、最も投資効果のある整備計画であるということを改めてご理解をいただいて、一気にこの検証の後は作業を進めていただきたいという期待も込めて、改めて申し上げさせていただきます。

河川、治水のプロ中のプロの青山局長に改めて申し上げるのは甚だ失礼とは思いましたが、この地域の方々のまさに歴史的な背景や期待、怒りというのはそこまでまさに到達しているという思いをぜひお伝えを申し上げておきたいと思っております。

そのことからすると、全国的な大議論になりました八ッ場ダムも、何をどういう方向でまた見直し検討ということなのかわかりませんが、あの明確に廃止と位置づけした八ッ場ダムですら、大臣の表明からすると秋までに再検証するということでもあります。一度廃止と明確に方針を出した八ッ場ダムが秋であるならば、私は議論が既に、ある意味では重ねて議論がかなり重ね終えて、整理がされて、熟度の高いこのダムはそれほど検証の時間は必要ではないのではないかと、こう思っております。ましてや、このことは私一人ではなくて、加美町長さんからもご紹介があると思っておりますが、治水、利水関係者、沿川だけではなくて、このダムの整備の特徴の一つには、上流のダム予定地の地権者も地権者会をつくって支援体制がもうでき上がっているのです。しかし、これだっていつできるかわからない状況からすると、その協力体制がいつまでもつかわからないという不安も出てくることも否めないと思っております。そのことからすると、早く検証を終えて、早く明確に整備方針を打ち出していきたいと、そういう思いからすると、改めてこの治水、河川のプロであります青山局長のご見解なり、あるいはこの整備計画、ステップのお話はありましたが、いつを目途なのか、10年かけるのか、2年かけるのか、1年かけるのか、八ッ場ダムが秋ならば半年を目途にするのか、早く結論を出して、そして早く方針を出して、そして整備に着手していただきたいという思いを持っております。

青山局長なり、三浦副知事のご見解なり、今後の明快なスケジュールをお聞かせいただきたいと思います。

【進行】 どうぞ。

【青山局長】 お気持ちは十分わかっておりまして、スケジュールとしてはとにかくできるだけ速やかにやりたいと思っております。できるだけ予断なく丁寧にということを行っているものですから、手続を飛ばしてやるというわけにもいきませんので、一定の時間かかると思えますけれども、我々としてはできるだけ早い時期に結果を出したいと思っております。

それと昔の話も含めていろいろお話がございましたけれども、多分、鳴瀬川流域は治水、利水を含めると非常に難しい地域といえますか、江戸時代からずっと開発してきた歴史がありまして、多分、流域面積に占める耕地の割合というのは全国的にも非常に高いところなものですから、治水面でも難しいですし、利水面でも非常に難しい。空から見るとよくわかるのですけれども、江合川といえますか、迫川のほうは結構ダムがある。ところが、鳴瀬川のほうは余りないものですから、多分面積当たりで見ると水源的にも非常に不十分なところなのだろうなと思っております。

それと治水面で見ますと、先ほどいろんな対策があると、ダム以外にもという紹介がありましたけれども、よくよく見ると鳴瀬川で殆どやっているのですよね。放水路もありますし、遊水地もあるし、堤防の強化は今やっておりますけれども、いろんなものを今までありとあらゆるものを、非常に治水上難しい地域なものですから、いろんなものを工夫しながら今までやってきた地域でございますので、かなりこれからやる項目がそんなに幅広いものがあるとは思いませんけれども、ただ先ほど歴史の話で明治時代のお話がありましたけれども、この直轄といえますか、国がやるのが絞られたのもある程度財政的な理由があって、その当時そういうことになったようでございまして、今回も財政事情が非常に厳しい中、ダムのように非常に高価な公共事業でございますので、もう一度じっくりと点検をして、できるだけコストがかからない方法というのを探ることが非常に求められているのも確かだろうと思っております。今まで十分県とも調整しながらいろいろな検討は進めてきたところですが、もう一工夫してコストが安く、コストが安いというのは、逆に整備のスピードも、そういう意味になると速くできる可能性もあるものですから、もう一工夫できないかということをお県とも相談して、できるだけ速やかに案をお示しいなと思っております。

【伊藤大崎市長】 目途はいつですか。

【渥美宮城県土木部建設交通局長】 ただいま整備局長のほうからご説明ございましたけれども、宮城県としても基本的に同じ考えでございます。もう少し実務的に申し上げますと、技術検討というのは我々内部の時間が必要でございますが、特に今回の場合、先ほど事務方から説明ありましたように、パブリックコメント、いわゆる地域の方の意見を丁寧に聞いていく、それから関係者の皆さん方の意見聴取をしっかりとやっていくということに重点を置いて進めていく必要があるのではないかと考えております。そういう意味では、パブリックコメントにしましても一ヶ月とかそういう一定の期間を要しますし、それを数回やっていくということ、それから検討の場において各首長の皆さん方からご意見をいただく場を必要に応じて柔軟に回数を決めずにやっていくと、とにかく丁寧にやっていくということになりますので、そうしますと頭の中で考えますと、やはり1年とかそういうような時間は避けられない部分がございます、実務的には。ただし、整備局長もおっしゃっていましたが、先ほど副知事も申し上げていましたように、とにかく検討を急ぎまして、とにかく緩みなくやりまして、とにかく一日でも早く結論に持っていけるように努力したいということを申し上げてご説明にかえさせていただきたいと思っております。

【進行】 ほかにご発言いただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

【佐藤加美町長】 加美町長でございます。今、大崎市長から経過、そして今後の見通しについて、そしてまた地域の実情についてのお話がありました。総括的には、ここに参集した我々首長の認識を一つにしているというふうに私自身は思っております。

一番大事なことは、去年の政権交代がございまして、一番先にニュースになったのが「ダムすなわちムダ」というようなことでの国交省大臣の発言でございました。我が町にも年末にかけて数社、今年の出来事というようなことの取り上げ方でダムの問題についてご質問いただきました。私は、「これまで培ってきたこの歴史的経緯、そしてもう何十回にわたる協議を経て、このダムの建設が必要であるということの方向で来たこと、そしてその立地をする場所として、我が加美町がすべて、これまでもそうございましたが、今度計画をされているダムにおいても我が町の地にこれを設置するということの考えからいたしまして、これは下流に造っても意味のないこと、下流域、要するに川下の人たちとの熱情、熱意に共鳴をして、そして加美町にこのダムを造るということの合意がなされてきた経緯があると、そのことを重く感じて進める以外にないのではないのでしょうか」というような

ことをお答えしてきたところでございます。まさに今度の検証作業というのは、前の大臣の発言が1年ほど前にございました。それを当時の副大臣であった今の大臣がこの見直し検証を指示するというようなことでございますから、「どこを主体にして我々はこの問題に向き合うべきか」ということで非常に悩みもあるわけでございますが、しかし「これまで積み重ねてきたこの鳴瀬川の流域の人たちの思いというものをもう一度再確認をする機会になるだろう」と思ってこの会に臨ませていただいております。

そんなところで、地権者の話も先ほど大崎市長からもお話がございました。既にこのことにつきましては、鳴瀬川総合開発につきましては田川ダムの予定の人たちとの十分なやりとりの中での研修も踏まえた将来像を描いた形での地権者会との接触を積み重ねてきています。また、筒砂子ダムにおきましても町が間に立ちまして、県とのいろんなやりとりをする受け皿としての地権者会をつくっていただきました。これもずっと交渉経過についての説明等に至って今日に来ているということでございますから、こういったことを考えますとパブリックコメントも当然必要でありましようけれども、「下流域の人たちの思いというものがこの上流にある我が町の町民である地権者の方々との大きな接着剤になっているのだろう」と、今後進めるに当たってもこの人たちを抜きにして進めることはできないわけでございますから、そういったこともひとつ頭に入れてこの会を進めていただければありがたいと思っております。

以上、私から今の思いをお伝えさせていただきたいと思えます。

【進行】 ありがとうございます。

ほかにご意見いかがでしょうか。

大橋町長さん、よろしくお願いします。

【大橋涌谷町長】 涌谷町長の大橋でございます。まずもって、今回の鳴瀬の関係あるいは鳴瀬川の上流の筒砂子の関係でございますけれども、私は江合川の関係でちょっと関係のないようでございますけれども、私のほうから一言申し上げたいと思っております。

江合川の堤防破堤については、昔は“遠桃事件”と言って涌谷町が一番低い末端の町でございまして、少し雨が降ると涌谷町は洪水に悩まされておったわけでございます。したがって、昭和25年の台風によって、私の家から上流1キロ右岸のほうで破堤をしまして、私は第1回目の移転者の一人でございます。いろいろと当時は建設省の方々からご指導を賜りまして、屋敷7反歩ほどあったのでありますが、何とか1反歩残りまして、そこで狭いけれども、住まさせていただいているのが現況であります。

上流には各地区の住民の方々がお願いを申し上げながら鳴子ダムが完成をいたしました。その後、鳴子ダムが完成して、ダムの機能というのはまさにこれは水田を潤し、あるいは観光産業の振興等々でダムそのものについては、生命、財産を守るといったふうなことで、本当に我々住民にとっては喜んでいるところでございます。鳴瀬川の改修について余り涌谷町とは関係がないようでございますけれども、しかしながら新江合川ができて、鳴瀬川改修が始まりまして、我々は今一丸となって鳴瀬川改修のために応援を微力ながらさせていただいているのが現況でございます。その母となる川の上流の筒砂子ダムそのものについては地方にとっては“悠久の課題”として、いつかはできるであろうといったふうなことで、先ほど大崎市長さんが申されましたように、地方は何と言ってもそういうことによって水田あるいは住宅等々をダムによって守り続けられてきたわけでございます。そのことはこの地方は絶対に必要なものだという判断に立ちまして、まずは河道の掘削等々もあるようございますけれども、一番大事なのはダムでございます。例えば「堤体のかさ上げ等々をやってもいつかは必ず地盤沈下等々で、またもとに戻るような形になりはしないか」といった心配もありますし、「河道の砂等々で高くなった分も掘削しながらやっても必ずもとに戻る」といった考え方を私は持っております。

当時のことは私はほとんど知っておりますが、その経験者としてその旨のことを国土交通省東北地方整備局の局長さん初め宮城県の副知事さん初め、皆さん方におかれましても東北のうちでもこの“大崎耕土”そのものは我々は守り続けていかなければならない大きな使命感を持っていろいろと土地改良区の皆さんとも相談をしながら頑張ってきたわけでございます。「このダムの必要性は国の方々は、特に国交省はどのように思っているか、いわゆる地方に来て見てください」といった考え方を持っている一人でございます。我々はここに集まった首長さんみんな、あるいは土地改良区の皆さん、あるいは農家の皆さん等々でこの完成を一日も早くしていただけるように国土交通省の整備局長さんにもお願い申し上げたいと思っております。

先ほど申し上げましたように、何と言ってもこの地方はそのような関係をもちまして悠久の課題として今回完成しようと、あるいは着手しようとしている段階でございますので、いろいろとご配慮、ご高配を賜りながら宮城県の筒砂子ダムあるいは鳴瀬の改修については一日も早く完成できるような、そういう手段、方法等々も考えていただけるようにしていただきたいと私のほうからもお願いを申し上げたいと思います。ありがとうございました。

【進行】 ありがとうございます。

ほかにご意見頂戴したいと思いますが、いかがでございましょうか。

伊藤町長様、お願いいたします。

【伊藤色麻町長】 ご指名でございますから、私からもお願いをしておきたいと思います。

本町は、実は鳴瀬川からの流域の中ではありますが、治水等々について、また利水等々について流域面積というのは大変少のうございます。そういう中においては、今一番住民が関心を持っているのは、ダムはもちろん造ってほしいという要望の中にありますけれども、要するに放水したときの逆流がそれぞれの中小の河川に逆に我が町のほうに入ってくるというようなことがございまして、特に深川という川がございまして、その川に、例えば今の漆沢ダムの放水等々があるたびに逆流をするというようなことがございますので、そういう点ではそちらのほうにむしろ関心が住民はあるというのが正直なところではあります。

そういう中において、今我が町もこの流域の方々も土地改良、流域面積100町歩ぐらいの土地改良を進めようとしているわけですが、その中に一つは明神堰というところがございまして、これもそういうようなところからの関心からそんなことがありますが、ダムよりもむしろそちらの治水のほうがありますので、ただ皆さん方のお話を承っていれば自分たちのそういう問題も含めて大崎全体、また流域全体として考えていく中においては、早くそれを実現してもらってその対策を講じていただきたいというのが私としての率直な要望でございます。

【進行】 ありがとうございます。

それでは、大橋町長様、ご発言お願いいたします。

【大橋松島町長】 松島町の大橋でございます。松島町の場合は下流域でございまして、課題というのはやはり治水と利水ということかと思っております。これまでも大きな被害があったとか、あとは農業用の利水についてはさまざま手当てをしていただいております。上のほうのダムの関係で、どういうふうに技術的に、また理論的にやっていくのかについてはちょっとわからないところも多いわけですが、これまでの方向で作業を進めていただいて、それもできるだけ早く完成形に近づけていただくというのが我々の願いです。

全体的な理論づけというのですか、そういったものについてはこれでおやりになるのかなと思っておりますけれども、これもこれまでの実績とか研究の結果の蓄積があると思われまますので、この辺はできるだけ早く整理をしていただいて、そしてこれまでの流れを切らないようにしていただければと思っております。

【進行】 ありがとうございます。

それでは、次に石巻市の北村様お願いいたします。

【北村石巻副市長】 最下流側の石巻市でございまして、私ども影響を受ける区域の面積というのはそう多くはございません。しかし、ただいま各自治体の首長様からお話がありましたように、これまでの歴史とか、あるいは関連する事業の進捗等々総合的に勘案した上で一刻も早く結論を出して治水、利水が総合的に進むようお願いをしたいと思います。具体的には次回ステップ2でいろいろご説明が、あるいはご提示があらうと思いますので、その段階でまたお話しをさせていただきたいと思えます。

【進行】 ありがとうございます。

それでは、東松島市の大沼様、お願いいたします。

【大沼東松島副市長】 東松島市の副市長の大沼でございます。本来であれば市長が参りまして、お話し申し上げるところでございますけれども、よんどころない事情がございまして、かわって私が出席させていただいたわけでありまして、まさに大崎市長さん初め、それぞれ町長さん方がお話しされたとおりでございまして、最下流の鳴瀬川、吉田川最下流の東松島市としても重大な問題だととらえているわけでありまして。先ほど大崎市長さんからお話がありましたように、特にこれまで鳴瀬川、特に東松島市の場合には鳴瀬川、吉田川の2つの河川が貫流しております。まさに太平洋に注いでいる最下流の町でありますけれども、そんな中で今まで一番大きな出来事といいますれば、昭和61年の8月5日、8.5豪雨と言われる洪水でございました。鳴瀬川、吉田川においても破堤の危険あるいは溢水というふうな状況に陥ったわけでありまして、旧鹿島台町さん、上流部で決壊という形の中で、洪水という形の中で当時の鳴瀬町が救われたといえますか、こういう言い方は適切でないかもしれませんが、そういう思いが強く今でもそれぞれ市民は思っているわけでありまして。

そういう中で、本日のこの会議でありますけれども、まさに一言言わせていただければダムを造ってほしいと、これまでもそういうふうな活動も市といたしまして、鳴瀬町といたしましてもやってきたわけでありまして、『検討の場』ということで設定していただいたわけでありまして、その辺これまでも市長さん方、それから町長さん方おっしゃられたとおりの形の中で進めていただければと思えますが、しかしながらダムに代わるあり方、方法、先ほど整備局長さんもおっしゃいましたけれども、ダム以外のものについては大分やってこられたというようなことを聞きましたけれども、果たしてダムにかわり

得るものの対応策があるのか、先ほど資料の中でいろいろご説明もいただいたわけであり
ますけれども、特に再三申し上げるとおり、最下流の町ということで、いずれ江合川から
新江合川として、増水時には最大毎秒800m³/sというふうなものが鳴瀬川にも注が
れ、分離されるということもいたしております。おかげさまで整備局あるいは北上川下流
河川事務所それぞれご協力いただいて、ご努力いただいて、最下流の町ということでの
ご認識をいただいた中で、平成24年度を目途に鳴瀬川の『中流部緊急対策特定事業』とい
うことで、いわゆる通称“緊特事業”が、おかげさまで順調に整備していただいております
ことに感謝申し上げます次第であります。さらに最下流部、河口部付近には緊特事業の先
の部分、まさにかなり堤防の低い部分もありますけれども、その部分のところについても
これまで要望してきたわけでありまして、その部分についても努力していただいて、
何とか測量設計等々もやっていたところでございまして、その辺にもご期待申
し上げるところであります。

まずは、とにかく安全に、ダムに代わる安全の確保ということで、それから治水のみな
らず利水についても、まさに我が市におきましても多くの耕地がございます。この利水に
ついてそのような形の中でダムがなくても確保できる方法があるのであれば、それにこ
したことはございませんので、必ずやダムということではございませんが、今現在私ども
の考え方では、「ダムに勝る方法あるのかな」というのは、若干そういうような不安も、
疑念もあるわけでございまして、その辺が早急に払拭できて納得できるものであれば「必
ずやダムでなくても」という思いはないわけではございませんので、その辺十分に早急に
検討していただいて、いい方向に持って行っていただけるようにご期待申し上げます
次第であります。

以上です。

【進行】 ありがとうございます。

それでは、美里町の木村様、お願いいたします。

【木村美里町副町長】 美里町の副町長、木村でございます。先ほど来各首長さんたちか
らもいろいろご案内ございましたけれども、これまでのこの地域につきましては、辛くて
厳しい水との関わり、そんな歴史の中で、これまでいろんな整備計画が立てられてきたと
いうふうに理解をいたしております。そんな中で、ある程度小規模の局所的ないろんな整
備は順次されてきていますけれども、やっぱり究極の治水、利水というものを考える場合、
平成21年に完成をいたしました国営かん排事業、それから今現在鳴瀬川の緊特の事業も

行っていただいておりますけれども、この間この地域でいろいろ議論されてきたものにつきましてはダム一つを議論してきたわけではなくして、利水、治水、いろんな場面から総合的な、特に大崎耕土全体での計画として議論をしながらこの間計画を積み上げてきたということでもありますから、各首長さんたちからお話いただいた要望も当然『検討の場』でありますけれども、要望の形になっているのかなと思います。そんな中で、改めての検証ということでもありますけれども、そういうこれまでつくり上げてきた計画もきちっとご理解をいただきながら、改めての検証という形になろうかと思っておりますけれども、そのことは大事にさせていただいて、今後の検討の場を進めていただければなと思っております。

以上でございます。

【進行】 ありがとうございます。

他にご見解、ご意見ございませんか。ありがとうございます。

それでは、青山局長お願いいたします。

【青山局長】 大変貴重なご意見いただきましたけれども、総じて言えばとにかく早くということだと思っておりますので、県ともいろいろ一生懸命相談しながら、先ほど宮城県の渥美局長から説明がありましたが、普通にやれば大体1年ぐらいはどうしてもかかるのかなと思っておりますけれども、できるだけ速やかに最後まで進むように頑張っておりますので、引き続きよろしくをお願いいたします。

【進行】 三浦副知事、お願いします。

【三浦宮城県副知事】 皆様から貴重なご意見いただきました。考えてみると、私もずっと宮城県人でございますので、小さいころはあちらこちらでまさに冷害、干害に悩まされていた地域ではありました。今になって言いますと、我々当然のように今あるありがたさというのは感じておりますが、実はそれまでに長い苦闘の歴史があったということを私たちは忘れてはならないのだなと思っております。鳴瀬川水系などにおいても過去に悲惨な歴史、そして苦汁をなめてきた時代を経て今がある。そういった意味で、この事業というのは極めて大きな意義と意味を持っているのだと思っております。そういった思いもしっかり受けとめながら、私ども検証作業を急ぎたいと思っておりますので、どうかこれからもひとつよろしくをお願いいたします。

【進行】 それでは、議事次第4の討議を終了させていただきます。

事務局から連絡等ございますか。

【事務局】 特にございません。

5. 開会

【進行】以上をもちまして、『第1回鳴瀬川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場』及び『第1回筒砂子ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場』を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

—了—